

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年10月31日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	中	島	賢	治
同	山	本	直	史

30千総総第661号
平成30年10月26日

千葉市監査委員 清 水 謙 司
同 宮 原 清 貴
同 中 島 賢 治 様
同 山 本 直 史

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度監査報告第10号、平成28年度監査報告第11号、平成29年度監査報告第8号及び第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>イ 宅地の評価を適正に行うべきもの（財政局）</p> <p>固定資産の土地の評価については、地方税法第 388 条第 1 項の規定によって告示された固定資産評価基準（昭和 38 年自治省告示第 158 号）に基づき定めた土地評価事務取扱要領によって行うものとされている。</p> <p>また、同要領によると、宅地の評価は、各筆の宅地について評点数を付設し、当該評点数を評点 1 点当たりの価額に乗じて各筆の価額を求める方法によって行うものとされており、高圧線下に位置するために利用上の制限を受けている土地については、所定の補正率によって、その評点数を補正するものとされている。</p> <p>しかしながら、一部の宅地については、賦課期日現在において高圧線が撤去されたことにより利用上の制限を受けなくなったにもかかわらず、引き続き、評点数の補正を行っている事例が見受けられた。</p> <p>宅地の評価については、評価の均衡を図るため、その現況に応じて適正に行われたい。</p>	<p>高圧線撤去に伴い調査の必要が生じた土地について、現況調査を実施し、平成 30 年度から、適正に評価を行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(3) 契約事務</p> <p>イ 業者選定審査会等の運用を適正に行うべきもの（教育委員会）</p> <p>「予算及び契約事務の適正な執行について」（平成 24 年 6 月 1 日付け総務局長・財政局長通知）によると、修繕や業務委託等において、各局の業者選定審査会等を設置し、見積業者の選定や資格要件の設定、随意契約の適正化などに係る審査について機能の強化を図ることとされている。</p> <p>教育委員会においては、入札参加資格等審査会を設置しており、教育委員会所管契約に係る入札参加資格等審査会設置要綱第 2 条によると、審査会は、施行決定を省略する場合、他局に入札又は見積の執行を依頼する場合及び別途審議会等により同等の審査を行った場合を除き、1 件当たりの設計金額（予定価格）が 1,000 万円以上の契約に係る随意契約の相手方及び理由に関する事項などを審査するとされている。</p> <p>しかしながら、新港学校給食センターにおける一部の学校給食用物資購入契約については、1 件当たりの設計金額（予定価格）が 1,000 万円以上の契約であるにもかかわらず、業者選定審査会等による審査が行われていなかった。</p> <p>業者選定審査会等の運用については、契約に係る手続きの透明性及び公平性を確保するため、適正に行われたい。</p>	<p>新港学校給食センターに係るすべての学校給食用物資購入契約については、平成 30 年度分から、業者選定審査会等による審査を行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 契約事務</p> <p>ア 予定価格を適切に積算すべきもの（消防局）</p> <p>千葉県契約規則（昭和40年千葉県規則第3号）第10条第1項及び第22条によると、契約事務担当職員は、仕様書、設計書等によって積算し、予算の範囲内において予定価格を決定しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、消防局における業務委託等の予定価格については、仕様書、設計書等による積算が確認できないものが散見された。</p> <p>予定価格の決定に当たっては、仕様書、設計書等により、適切に積算されたい。</p>	<p>平成30年6月21日及び22日に職員に対し監査結果に関する研修を行い、指摘事項の内容確認及び再発防止を図った。</p> <p>また、予定価格については、平成30年度分から、仕様書、設計書等により、適切に積算している。</p>
<p>ウ 業者選定を適正に行うべきもの（消防局）</p> <p>「適正な入札・契約の執行について」（資産経営部長通知）によると、物品の調達・業務委託等に際しての業者選定は、地元中小企業者育成の観点から、可能な限り市内中小企業者に発注するものとし、市内登録業者以外（準市内業者・市外業者・未登録業者）から選定する場合は、必ず市内登録業者以外の業者選定理由を明記し専決権者の意思決定を受けることとされている。</p> <p>しかしながら、消防局における物品の調達・業務委託等については、市内業者以外の者に範囲を広げて業者を選定するに当たり、その理由が明記されていないものが散見された。</p> <p>業者選定については、通知に基づき適正に行われたい。</p>	<p>平成30年6月21日及び22日に職員に対し監査結果に関する研修を行い、指摘事項の内容確認及び再発防止を図った。</p> <p>また、物品の調達・業務委託等について、市内登録業者以外から選定する場合は、平成30年度分から、業者選定理由を明記し専決権者の意思決定を受けている。</p>

エ 物品の調達事務を適正に行うべきもの
(消防局)

契約規則第21条の2によると、随意契約によることができる額として、財産の買入れについては予定価格が160万円以下の場合とされている。

しかしながら、日本薬局方酸素充填契約については、単価契約における予定数量を価格の総額が160万円以下となるよう、過去の発注実績から明らかに低く設定し、入札を実施せず随意契約により発注していた。

物品の調達に当たっては、予算執行の透明性・経済性・競争性・公平性を阻害することのないよう、適正に事務を行われたい。

平成30年6月21日及び22日に職員に対し監査結果に関する研修を行い、指摘事項の内容確認及び再発防止を図った。

また、当該契約については、平成30年度分から、入札を実施している。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 契約事務</p> <p>ア 落札者の決定に当たって適切な積算内訳書を徴収すべきもの（総務局）</p> <p>「適正な入札・契約の執行について」（資産経営部長通知）によると、落札者の決定に当たっては、必ず積算内訳書等を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分に検証することとされている。</p> <p>しかしながら、情報システムの開発及び保守に係る委託契約において、積算内訳書を徴収しているものの、人件費等の積算根拠が示されておらず、積算根拠の確認や適正な業務の履行確保が可能かどうかの検証が行えないものが散見された。</p> <p>落札者の決定に当たっては、上記通知の趣旨に照らし、適切な積算内訳書を徴収されたい。</p>	<p>情報システムの開発及び保守に係る委託契約における積算内訳書については、平成30年度契約分から、資産経営部長通知に基づき、積算根拠の確認や適正な業務の履行確保が可能かどうかの検証が行えるものを徴収するよう徹底している。</p>
<p>イ 物品の調達事務を適正に行うべきもの（市民局）</p> <p>千葉県契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第22条によると、契約に当たっては、あらかじめ予定価格を定めなければならない、その額は価格の総額とされている。</p> <p>また、千葉県物品会計規則（昭和52年千葉市規則第49号）第13条第1項及び第3項によると、物品調達の契約事務は、調達主管課長（市長事務部局にあっては契約課長）が行わなければならない、物品管理者は、物品の調達をしようとするときは、執行伺に必要な附属書類を添えて契約課長に送付しなければならないとされているが、予定価格が10万円未満の物品</p>	<p>平成29年度分以降の物品調達については、必要数量を適正に算定した上で、予定価格が10万円以上であるときは、調達主管課長に契約事務の執行を依頼している。</p>

<p>については、「物品調達事務の取扱いについて」（昭和52年10月1日付け市長指定）により、所管課で調達できるとされている。</p> <p>しかしながら、一部の物品調達については、必要数量を一括で発注せずに、10万円未満に分割して、同一業者から複数回調達しているが、契約金額を合算すると10万円以上になっていることから、予定価格が10万円未満となるよう意図的に発注を分割したものと評価される。</p> <p>物品の調達に当たっては、予算執行の透明性・経済性・競争性・公平性を阻害することのないよう、適正に事務を行われたい。</p>	
<p>エ 予定価格を適切に積算すべきもの（市民局）</p> <p>契約規則第10条第1項によると、契約事務担当職員は、仕様書、設計書等によって積算し、予算の範囲内において予定価格を決定しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、消費生活センターにおける業務委託の予定価格については、仕様書、設計書等による積算が確認できないものが散見された。</p> <p>予定価格の決定に当たっては、仕様書、設計書等により、適切に積算されたい。</p>	<p>予定価格については、平成29年度分から、仕様書等により、適切に積算している。</p>

<p>カ 施行決定及び契約書の作成を適正に行うべきもの（中央区役所）</p> <p>「決裁規程の運用について」（副市長依命通達）によると、予定価格が10万円未満の場合は施行決定を省略するものとされている。</p> <p>また、契約規則第26条第1号によると、予定価格が20万円以下（工事請負契約を除く。）の場合は、契約書の作成を省略することができるとうされている。</p> <p>しかしながら、空調機用インバータの購入については、契約価格が86万4千円であり、その他の施行決定及び契約書の作成を省略することができる場合に該当していないにもかかわらず、施行決定及び契約書の作成を省略していた。</p> <p>施行決定及び契約書の作成については、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>施行決定及び契約書の作成については、所属長から職員に対して規則等に基づき適正に行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>(3) 財産管理事務</p> <p>ア 公有財産の取得に伴う手続を適正に行うべきもの（市民局）</p> <p>千葉市公有財産規則（昭和40年千葉市規則第11号）第39条によると、所管課長は、その所管に属する公有財産を取得したときは、公有財産台帳副本を整理するとともに、公有財産取得（異動）通知書により管財課長に通知しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、京成千葉中央駅東口前に設置されている平和都市宣言記念像（工作物）については、通知をしておらず、公有財産台帳に記録されていなかった。</p> <p>公有財産の取得に伴う手続については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>平和都市宣言記念像（工作物）については、平成30年2月28日に、公有財産取得通知書を管財課へ提出した。</p>